

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 1 月 16 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 中澤 幸太郎

1 調達概要

- (1) 業 務 名 中間貯蔵施設区域内の施設周辺における空間線量率の測定及び測定器の維持管理業務(令和 2 年度)
- (2) 業務内容 中間貯蔵施設区域内における受入分別施設や保管場等に設置した空間線量率測定のモニタリング業務。
- (3) 業務期間 令和 2 年 4 月 1 日(契約予定日)から令和 3 年 3 月 31 日
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和 2 年 2 月 3 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 令和 01・02・03(平成 31・32・33)年度に有効な全省庁統一資格(役務の提供等、営業品目「調査・研究」)を有する者であること。(当該参加資格について、申請済みであり、入札日までに競争参加資格を取得する場合も可とする。)
- (9) 平成 27 年度以降の受注業務の内、放射線モニタリング業務に関して元請又は下請を含めて 1 件以上の実績を有していること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3号館 4階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課 TEL 03-5765-1916
FAX 03-5765-1939

(2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 ホームページよりダウンロード
https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

ダウンロード期間 令和2年1月16日(木)～令和2年2月3日(月)

(3) 本業務においては、入札説明会を開催しない。

(4) 競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和2年1月16日(木)から令和2年2月3日(月)まで。

上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日10時から12時及び13時から16時まで。

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送すること。(提出期限必着)

※郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。なお、担当者の名刺を同封すること。

(5) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和2年2月13日(木)

通知方法 通知書をFAX又は電子メール及び郵送する。

(6) 入札書の提出について

提出期限 令和2年3月4日(水) 16時00分

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

郵送する場合は、配達記録が残る方法に限る。

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年3月5日(木) 11時00分

場所 上記(1)に同じ。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

(4) 落札者の決定方法

①中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

②「契約細則第17条3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の

基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

- (5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は発注説明書による。